

○環境省令第二十二号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項の規定に基づき、  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十八日

環境大臣 山口 壯

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）の一部を次のように  
改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる  
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重  
傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ  
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ  
を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(中間貯蔵に係る福島県の区域)</p> <p>第三条 法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとおりとする。</p> <p>一 双葉郡大熊町の区域のうち、熊川の北側端線と一般国道六号線の東側端線との交差点を起点とし、順次同国道の東側端線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線、海岸線、熊川の北側端線を経て起点に至る線に囲まれた区域(次に掲げる区域を除く。)</p> <p>イ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地</p> <p>ロ 町道西三十二号線(大字熊字熊町五百四十九番一地先から大字熊川字緑ヶ丘四十一番地先まで)</p> <p>ハ 町道東五十七号線</p> <p>ニ 町道東六十二号線(大字熊川字緑ヶ丘二十八番三地先から同字二十八番四地先まで)</p> <p>ホ 大字熊字熊町五百四十九番地一、五百五十番地、五百五十一番地一、五百五十一番地二、五百五十三番地一から五百五十三番地四まで及び五百五十四番地から五百五十六番地まで</p>	<p>(中間貯蔵に係る福島県の区域)</p> <p>第三条 法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとおりとする。</p> <p>一 双葉郡大熊町の区域のうち、熊川の北側端線と一般国道六号線の東側端線との交差点を起点とし、順次同国道の東側端線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線、海岸線、熊川の北側端線を経て起点に至る線に囲まれた区域(東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地を除く。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二  
(略)

備考 この表に掲げる区域は、令和四年六月三十日における行政區画その他の区域又は道路、河川その他のものによって表示されたものとする。

二  
(略)

備考 この表に掲げる区域は、令和四年三月二十五日における行政區画その他の区域又は道路、河川その他のものによって表示されたものとする。

## 附 則

この省令は、令和四年六月三十日から施行する。